府営公園における飲食物提供（物品販売）イベントの考え方について

資料21-1②

1．目的及び経緯

府営公園では、過去、無許可露店の無秩序な出店により、公園管理に著しい支障を来してきた。このため、安全面や衛生面などのトラブルを防ぐため、出店形態（単独・イベント）や食品衛生法の許可の有無には関係なく、一律に飲食・物販のみのイベントは許可しないこととしていた。

しかし、社会情勢の変化により、近年、キッチンカーの普及による事業者の遵法意識の向上や、府営公園以外の都市公園ではフードフェスの開催が増加するなど、飲食イベントのニーズが高まっている。

そこで、飲食物提供（物品販売）のみのイベントであっても、行為許可制度の催し（イベント）として、令和8年度から開催を可能とすることとする。。

ただし、当分の間は試行実施とし、その間に発生した課題等の検証を行いながら、この資料21②「府営公園における飲食物提供（物品販売）イベントの考え方」を随時見直すものとする。

2．基本方針

期　間：土日祝
　　多くの来園者が予想される繁忙期は除外

各公園の許可基準を設定

場　所：各公園の指定場所
　　既設の売店等に影響がない場所
　　イベント以外の公園の利用に支障がない場所

テーマ：イベントには目的が必要
　　行為許可審査基準「都市公園で行われる催しとして適切な内容」 が前提
　　例）食育・地産地消・フェアトレードの食材利用・名産品による地域振興・
　　社会福祉のためのチャリティー

規　模：複数店舗（5店舗以上を目安）
　　単独出店や少数の飲食ブースがバラバラに出店することは不可

手　続：行為許可（＋占用許可）
　　食品衛生法など必要な法令上の許可取得が前提

誓約書：許可申請には許可基準を遵守する誓約書の提出を求め、
　　これに違反した場合は、次回のイベント開催を許可しないことがある。

3．許可の可否判断の考え方

◆　行為許可の対象である「催し」であるか。

・露店などが単独で恒常的に出店したり、共通の目的がない複数の店舗が個々に商品を販売するだけでは、「催し」とはいえないので許可できない。

◆審査基準や各公園の許可基準に抵触しないか。

・行為許可の審査基準として設定、公表している3項目のいずれかに該当すれば許可できない。設置、管理許可を受けている公園施設の営業に影響を与えるものもこれに該当するので許可できない。

・公園ごとに開催可能な期間・場所をあらかじめ設定しておき、それ以外の期間・場所での開催は許可できない。

◆イベントとして許可できる内容か。

飲食物提供（物品販売）以外のイベントと同様に、資料21④「府営公園におけるイベントの許可判断チェックリスト」に抵触すれば許可できない。飲食物を販売する場合に食品衛生法の許可がないものはこれに抵触するので許可できない。

↓

許可の段階で、イベントの統制が可能

4．許可後の対応

許可の申請の際に、資料21④「府営公園におけるイベントの許可判断チェックリスト」の各項目を履行する旨の誓約書を申請者から徴した上で、許可には「誓約を遵守し、違反した場合は次回のイベント開催を許可しないことがある」との条件を付す。これにより、不適切な行為への牽制や指導の根拠となる。

イベント開催に伴う警備やゴミ処理はイベント開催者が行うべきであり、許可に条件を付したり指導でその実効性を確保するほか、任意により、有償でイベント開催者から指定管理者が委託を受けることも差し支えない。

↓

実施の段階で、イベントの統制が可能